

いじめは児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。しかも、最近のいじめはインターネットの介在により、一層見えにくいものになっている。教員は、いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こりえるものであること、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものであることを十分に認識して指導に当たらなければならない。法令上の定義に則った積極的ないじめの認知を進めるとともに、問題に応じて、警察等関係機関と密接に連携、保護者へのきめ細かな連絡、相談をする必要がある。

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しい。このため、いじめられる側の精神的・身体的苦痛の認知として考えることで、児童がいじめを認知しやすいような心理的環境を整える。
- (2) 攻撃が一過性でなく反復継続して行われることで、被害児童が加害者を訴え出る意欲を奪われたり、無力感に陥ってしまったりしないように早期発見早期対応に心がける。
- (3) いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努める。

2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法)と判断基準

同法第2条より

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

同法基本方針改定より

「けんかやふざけ合い」をいじめから除外せず、被害児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

3 いじめ防止等のための具体的取り組み

(1)「思いやりや助け合いの心をもって行動できる」子どもを育てる教育

・自己肯定感や有用感をしっかり身につける教育

児童の多面的な能力を引き出し、ほめて伸ばす教育を進めることにより、自分を大切に、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高める。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童に十分に理解させる。

・人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、発達障害のある児童への理解等、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てる。

・体験活動の推進

集団宿泊体験やボランティア活動等を通して児童の絆を強め、お互いに認め合い助け合う心を育てる。

・道徳教育の推進

ふり返りノートを活用し、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てる。

(2)学校評価

いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修等の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめの防止等の取組の改善に努める。

(3)いじめの未然防止

・生活指導

いじめの行為とは何かを明らかにし、そうした行為をしないように説諭すると共に、いじめではない行為を通して問題の解決にあたるような指導を行う。

・授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について、公開授業や授業研究を行い、児童が楽しく学べる教育に努める。

・絆づくり

縦割り班活動や異学年交流活動を行い、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」や、児童が主体となって互いに認め合い励ましあう「絆づくり」を進める。

・児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進する。

・児童の主体的活動の充実 開かれた学校 インターネットや携帯電話等に関する指導

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対処方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求める。

・インターネットや携帯電話等に関する指導

「社南小スマートルール（令和5年4月改訂）」を提唱し、インターネット（PC、スマホ、携帯電話、ゲーム機）を利用した、SNSによるいじめや、依存症などの乱れを未然に防止するように努める。長期休業前には、「〇休みの生活」「社南小スマートルール」「〇休みの約束」というしおりをもとに学級指導を行い、保護者に対しても家庭でのルール作り等の啓発を行う。

SNS に関しては、下記の項目を保護者に注意啓発していく。

- ・年齢制限上、本来ならば小学生が利用してはいけないものが多いこと。
- ・利用における責任は保護者にあること。
- ・SNS に起因するトラブルの解決は家庭で行う必要があること。
- ・トラブルの解決が困難な場合、保護者が関係機関に相談すること。

・発達段階に応じた指導

幼少期から規範意識等の醸成に努めるとともに、幼児や保護者に対するいじめの未然防止等の取組の改善に努める。

・以下の児童生徒を含め、特別な配慮が必要な児童生徒に対する特性を踏まえた適切な支援

- ①身体障害、発達障害等の障害のある児童生徒
- ②海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒
- ④東日本大震災で被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒
- ⑤児童相談所に関わる児童生徒
- ⑥特徴的な要素をもつ児童生徒（外見的・内面的特徴および珍しい姓、個性的な名など）

・いじめを重大事態に発展させないための困難課題対応的な指導

問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケース

- ①周りからは仲が良いと見られるグループ内でのいじめ
- ②閉鎖的な部活動内でのいじめ
- ③被害と加害が錯綜しているいじめ
- ④教職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
- ⑤いじめの起きた学級が学級崩壊的状况にある場合
- ⑥いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
- ⑦学校として特に配慮が必要な児童生徒に関わるケース
- ⑧学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

上記のケースでは、早い段階から、SC・SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、以下の流れに沿って多角的視点から組織的対応。

- ①アセスメント（いじめの背景や被害児童生徒の傷つきの程度、加害の背景等）を実施
- ②アセスメントに基づく、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針等をプランニング
- ③被害児童生徒及びその保護者に指導・援助方針を説明し、同意を得る
- ④指導・援助プランを実施
- ⑤モニタリング（3 か月を目途に丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告、心理的状态の把握等）

(4)いじめの早期発見・事案対処

【初期チェック機能】

- ・「心のチェックカード」を年間2回（6月・11月）実施し、教育相談週間を設け、ヤングケアラー対応も兼ねて一人一人の児童、または気がかりな児童と個人面談を行う。
- ・いじめ調査を行う。（上記の月以外）
- ・年度はじめに、気がかりな児童についての情報交換を行う。
- ・週1回の終礼時に、気がかりな児童についての情報交換を行う。
- ・月1回の生徒指導部会で、各学年の気がかりな児童についての情報交換を行う。

【事案対処機能】

いじめ防止対策推進法第23条による

- ・訴えがあった児童には、担任が聞き取りを行い、迅速に対処し、解決までの期間の長短にかかわらず、月末のいじめ調査（市教育委員会提出）で報告し、職員会議で実態の共通理解を図る。
- ・いじめに関わる証拠となりそうなものを写真やデータ保存し、保護者だけでなく市教委や警察など関係機関から提示を求められた際に提出できるようにする。
- ・必要に応じて加害児童生徒に対する別室指導等（※）を検討。

（※）被害児童生徒等が安心して教育を受けられるために必要な措置

- ・いじめに係る情報を、加害児童生徒・被害児童生徒双方の保護者と共有する。
- ・警察との連携
 - ①いじめが犯罪行為として取り扱われるべきときは、所轄警察署と連携して対処。
 - ②児童生徒に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報。

【事後対応機能】

- ・迅速な解決が難しい場合は、いじめ対応サポート班を機能させ、「絞り込み観察」を実施する。
- ・被害児童の安全確保を行いながら、心のケア活動を行う。
- ・加害児童への指導、および取り巻き児童（グレーゾーン）への啓発活動を実施する。
- ・いじめの全体像をチーム全員で把握し、根絶計画を立案する。
- ・いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。
 - ①いじめに係る行為が止んだ後、相当の期間（3か月を目安）を経過していること。
 - ②被害児童生徒が心身の苦痛を受けていないことについて、本人および保護者に面談等で確認すること。

(5)いじめによる重大事態への対処

【重大事態の定義】

①いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

(通称：生命心身財産重大事態、1号重大事態)

※ 例：児童生徒が自殺を図った場合、身体に重大な傷害を負った場合等

→いじめ防止対策推進法では、「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報等しなければならない」とされている。

②いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。

(通称：不登校重大事態、2号重大事態)

※「相当の期間」とは年間30日を目安。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合には、この目安に関わらず、迅速に調査に着手。

③児童生徒本人や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合など、「疑い」が生じた段階のもの。

【対処】

- ・重大事態が発生した旨を市教育委員会に速やかに報告する。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行う。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力する。
- ・警察、児童相談所、司法機関、医療機関、保健機関と連携する。
- ・いじめに関わる証拠となりそうなものを写真やデータ保存し、保護者だけでなく市教委や警察など関係機関から提示を求められた際に提出できるようにする。

4 いじめの防止等のための組織

(1)いじめ防止対策委員会

- ・いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回開催する。
- ・特定の教員が抱え込むことなく情報共有し、組織的な対応につなげる。

メンバー 校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター等
(問題に応じてSC・SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家も含む)

(活 動)

- ・未然防止を中心とした、いじめ問題対応の年間行動計画の作成
- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な活動の計画、実践、振り返り
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」についての協議
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動の実践

- ・ いじめ発見のためのチェックシステムの工夫と迅速な情報交換、連絡体制づくり
- ・ 校内研修や学級活動のための資料収集や資料作成
- ・ 計画的なアンケート調査や個人面談の計画
- ・ 学校におけるいじめ問題への取組みの点検
- ・ 証拠の共有、保存

(2)いじめ対応サポート部

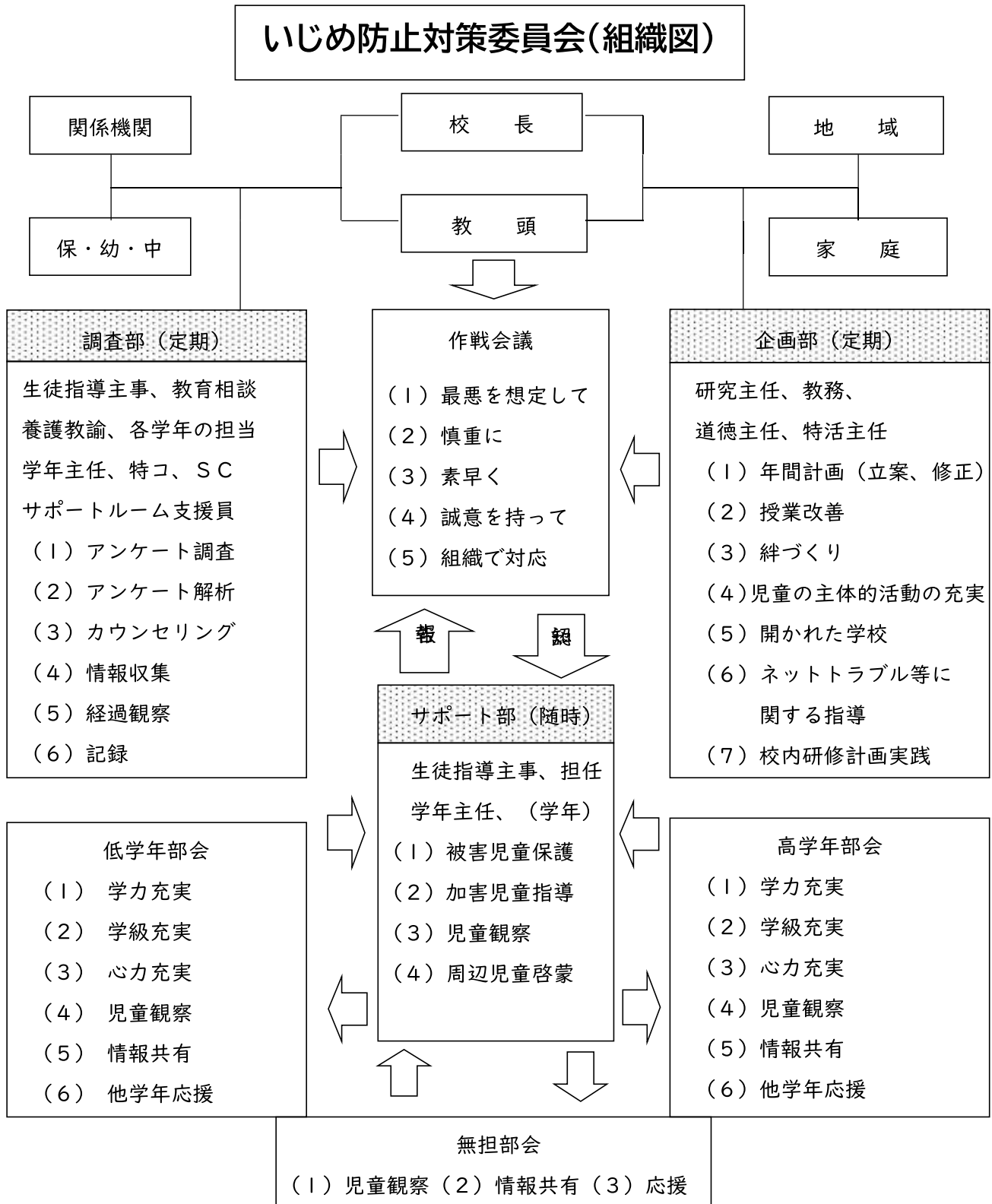
- ・ いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート部」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組みを行う。

メンバー 生徒指導主事、学年主任、担任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー等
 (問題に応じて SC・SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家も含む)

(活 動)

- ・ 当該いじめ事案の対応方針の決定
- ・ 個別面談による情報収集
- ・ 継続的な支援
- ・ 保護者や地域との連携
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部人材との連携
- ・ 市教委や警察、児童相談所など関係機関との連携

(3)組織図【様式2】



5 いじめ防止対策の年間行動計画【様式3】

【様式3】 令和8年度いじめ防止対策の年間行動計画 <社南小>

月	教師等の活動	児童の活動
4月	<p>○職員会議 学校規則・年間計画共通理解</p> <p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○住所確認 児童の住所を校区地図で確認することで、家の位置や周りの様子を理解する。</p>	<p>○学活（全学年） ・「みなみっ子のやくそく」を読み、規律を守る重要性を学ぶ。 ・誰もが安心して学校生活を送るために規則があることを学ぶ。</p> <p>○各グループ編成（学級・学年・全校）及び活動開始 ・生活班（学級）、清掃班（縦割り）、登校班（縦割り） なかよしグループ（縦割り）</p> <p>○1年生を迎える式 ・1年生を温かく迎え、下学年を思いやる気持ちを学ぶ。</p> <p>○学校探検（1・2年） ・2年生が1年生を導いて学校案内をする活動を通して自己有用感をもつ。</p> <p>○いじめアンケート調査（全学年）</p> <p>★クラスカウンセリング ・全クラス実施予定。時期は検討中。</p> <p>○朝礼（全学年 4・7・8・10・12・1・3月実施） ・生徒指導主事の話聞き、規則の遵守・挨拶・情報モラルの重要性などを学ぶ。</p>
5月	<p>○いじめ防止対策委員会 （児童理解） 全児童の写真をもとに、気がかりな児童について指導上の留意点等の共通理解を図る。</p> <p>○PTA総会 教育方針・年間計画発表 協力依頼</p> <p>○学級懇談会 担任から学年および学級の経営について説明することで、学校への理解と協力を仰ぐ。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年）</p> <p>○福祉学習（4年 5～12月） ・総合的な学習において、福祉学習や体験を通し、思いやりや人権について学ぶ。 ・障害のある方の話を聞く。 ・車いす、アイマスク、点字体験など。</p> <p>○スクールカウンセラーによるカウンセリング実施 ・向井カウンセラー（年間128時間） ・林カウンセラー（年間130時間）</p> <p>○南っ子集会（全校児童集会） ・委員会紹介を通し、みんなのために主体的に活動する自覚をもつ。</p> <p>○なかよしタイム（縦割り活動） ・なかよしグループごとになかよし教室に分かれ、異学年による温かい心の交流体験をする。</p> <p>○校外学習（1年）（2年）（3年）（4年） ・校外体験学習を通し、共に活動する喜びや感動を得る。</p> <p>○宿泊学習（5年） ・集団宿泊体験を通し、共に活動する喜びや感動を得る。</p>

6月	<p>○個人面談 「心のチェックカード」の調査をもとに、クラスの児童全員と面談し、問題が発生した場合には同学年の担任や養護教諭、管理職と相談しながら解決を図る。</p> <p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○研究授業（指導主事訪問） 分かる授業、学び合いのある学習の工夫。</p>	<p>○自転車教室 ・交通ルールや自転車の正しい乗り方を学び、安全に過ごせるようにする。</p> <p>○第1回アンケート調査（全学年 年2回実施） ・「心のチェックカード」に記入し、担任に悩みを伝える。</p> <p>○アンケート調査（全学年 毎月） ・いじめアンケートを実施し、早期発見早期解決に努める。</p> <p>○ふるさと教育（6年・5～10月） ・総合的な学習において、「ふるさと福井の人々」を通し、人として大切なことを学ぶ。</p> <p>○校外学習（1年） ・校外体験学習を通し、共に活動する喜びや感動を得る。</p> <p>○修学旅行（6年） ・集団宿泊体験を通し、共に活動する喜びや感動を得る。</p> <p>○南っ子集会（全校） ・全児童が集まり、なかよしグループによる楽しいゲームや歌などを通し、温かい心の交流体験をする。</p> <p>○なかよしタイム（全校）</p>
8月	<p>○教員間のフリー参観 様々なクラスの参観とともに、児童理解に努める。</p> <p>○教育評価（中学校区合同） 保護者、及び児童にアンケートをとり、児童の実態把握、学校に対する意識調査を行う。</p> <p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○中学校区研修（夏季休業中）</p> <p>○校内研修（夏季休業中）</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年）</p>
9月	<p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○夏休み明けの児童観察 不登校ぎみ、欠席、遅刻、教室には入れない児童の調査をし、全教職員の共通理解のもと対応する。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年）</p> <p>○南っ子集会（全校）</p> <p>○スポーツフェスタ（6年）</p> <p>○2年生と1年生の交流 ・2年生が1年生を招待し、手作りおもちゃで交流する。活動を通して自己有用感をもつ。</p> <p>○中学1年生との交流（3年生） ・中学1年生が調べた社南地区に関する発表を聞く。</p>

10月	<p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年） ○南っ子集会（全校） ○校内体育大会（全校） ・開閉会式、競技種目、応援などの諸係を児童の手で企画運営することにより、主体的な態度と自覚をもつ。また、やり遂げた達成感を味わう。 ○3年生と1年生の交流 ・3年生が校内体育大会についての説明文を書き、1年生に紹介する。活動を通して自己有用感をもつ。 ○学校間交流（福井南特別支援学校・6～11組） ・福井南特別支援学校小学部に通う児童と間接的に交流活動を行い、同じ地域に住む仲間としての絆を育てる。</p>
11月	<p>○個人面談 「心のチェックカード」の調査をもとに、クラスの児童全員と面談し、問題が発生した場合には同学年の担任や養護教諭、管理職と相談しながら解決を図る。</p> <p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○研究授業（指導主事訪問） 分かる授業、学び合いのある学習の工夫。</p>	<p>○第2回アンケート調査（全学年 年2回実施） ・「心のチェックカード」に記入し、担任に悩みを伝える。 ○校外学習（1～6年） ・校外体験学習を通し、共に活動する喜びや感動を得る。 ○なかよしタイム（全校） ○学校間交流（至民中学校・6～11組） ・至民中学校特別支援学級に通う生徒と交流活動を行い、同じ地域に住む仲間としての絆を育てる。 ○居住地校交流（福井南特別支援学校・6～11組） ・福井南特別支援学校に通う児童と、直接または間接的に交流活動を行い、同じ地域に住む仲間としての絆を育てる。 ○2年生と1年生の交流 ・2年生が1年生を招待し町探検の発表をし、社南地区のことを紹介する。活動を通して自己有用感をもつ。</p>
12月	<p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○教員間のフリー参観 様々なクラスの参観とともに、児童理解に努める。</p> <p>○理解授業 特別支援学級の児童について理解を深めるための授業を交流クラスで行う。</p> <p>○教育評価（中学校区合同） 保護者、及び児童にアンケートをとり、児童の実態把握、学校に対する意識調査を行う。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年） ○共同募金活動（児童会） ・赤い羽根の共同募金（ユニセフ募金を兼ねる）を通して、日本や世界の人々のために役立ちたいという気持ちをもつ。 ○南っ子集会（全校）</p>

1 月	<p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○理解授業（居住地校交流クラス） 地域の特別支援学校に通う児童について、理解を深めるために授業を行う。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年）</p> <p>○なわとび練習カード（学年ごと） ・なわとび進級表をもとに、友達と楽しみながら技能向上を目指す。なわとび名人認定証をもらった児童は、大きな達成感を味わう。</p> <p>○南っ子集会（全校）</p> <p>○なかよしタイム</p> <p>○理解授業（居住地校交流クラス・4年） ・学校間交流（福井南特別支援学校） ・居住地校交流の児童と手紙やビデオレターで交流をもつ。 ・居住地校交流（福井南特別支援学校・4年生） 居住地校交流の児童について知り、手紙で交流する。同じ地域に住む仲間としての絆を深める。</p>
2 月	<p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p> <p>○教育評価検討 保護者、及び児童の教育評価結果をもとに、本校の現状を分析し、改善点を検討する。</p> <p>○次年度の取り組みについて 計画案を作成する。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年）</p> <p>○なわとび大会（学年ごと） ・なわとび練習を通し、走力・体力アップを実感し、喜びと自信をもつ。大会での達成感を味わう。</p> <p>○6年生を送る会（全校） ・5年生は、集会のリーダーとして活躍し、1～4年生もプレゼントや歌、ゲーム、クイズなどで6年生への感謝の気持ちを表す。6年生は、下級生の心に応えて感謝の気持ちを歌などで表す。どの学年も感謝と達成感を味わう。</p> <p>○わくわく交流デー（1年） ・1年生が次年度の1年生と交流し、学校紹介などを通して自己有用感をもつ。</p>
3 月	<p>○いじめ防止対策委員会 アンケート調査をもとに、気がかりな児童について共通理解・解決を図る。</p>	<p>○いじめアンケート調査（全学年）</p> <p>○奉仕作業 ・6年間通った校舎に感謝の気持ちをこめて大掃除を行う。</p> <p>○お別れ会（特別支援学級） ・お別れ会を自分たちで企画、運営することで6年生への感謝の気持ちをもち、進級の意識を高める。</p> <p>○卒業式（6年生） ・6年生が立派な卒業式を目指し、心をこめて練習し、喜びと感動を味わう。</p> <p>○2年生と3年生の交流 ・進級するにあたり、これまでと変わることについて3年生が2年生の質問に答える。活動を通して自己有用感をもつ。</p> <p>○4年生と3年生の交流 ・4年生が3年生に総合の学習で学んだことや考えたことを発表する。活動を通して自己有用感をもつ。福祉の心を育む。</p>